

問題@6: 昭和22年(1947)3月15日に、東京都の35区が整理・統合されました。さて、いくつの区になったでしょうか？

答え@6: 22区です。

23区ではありません。現在の東京23区の区域・区名はほぼこの時の整理・統合に基づいていますが、22区の中には練馬区の名前がありません。また、当時の板橋区は現在の倍以上の面積を有しています。というのも、昭和7年(1932)に板橋区が成立して以来、板橋区には現在の練馬区の範囲が含まれていたからです。昭和22年(1947)3月15日に行われた22区への再編に際しても、この区域は変わりませんでした(【注1】)。しかしながら、板橋区は「旧十五区全区域に殆んど匹敵」(「昭和二二年三月～八月 練馬区の分離」(『板橋区史 資料編4 近・現代』))といわれるほど区域が広く利便性などに問題があったため、ほぼ半年後の同年8月1日に練馬区域は分離、練馬区が誕生しました。

したがって、昔の本などに「板橋区」と書かれていた場合は注意が必要です。たとえば、公文書館所蔵の昭和8年度の『板橋区勢要覧』に掲載されている板橋区の統計は、当然ながら、現在の練馬区域を含んだものになっています。【写真1】は同書に綴じ込まれた当時の板橋区の地図です。

戦後の区制度や区の再編、板橋区政については以下のような資料があります。(1)(2)(3)は板橋区公文書館でご覧頂けます。(4)(5)は東京都公文書館所蔵の資料です。

(1)「事務概要」(公文書 昭和21年8月。昭和21年度「板橋区議会関係書類」19(栗原家文書・第25巻))【写真2】

(2)特別区協議会編『区制関係沿革法令集 改訂版』(図書 平成12年3月。請求番号:1473)

(3)佐々木英夫『特別区制概論』(都政人協会)(図書 平成26年5月。請求番号:379)

(4)「練馬区設置に関する板橋区会意見書進達について」・「東京都の区の統合並びに分立実施について」(公文書(東京都) 昭和22年8月。[東京都公文書館所蔵]請求番号:ウ205.17.07)

(5)「【涉外(GHQ)]練馬区設置に関する件」(『昭和22年 第1種第1類 庶務 涉外関係(指令の綴) 冊の5公文書』)(公文書(東京都) 昭和22年8月。[東京都公文書館所蔵]請求番号:326.G6.08)

【注1】東京市は明治22年(1889)の市制町村制施行によって設置されましたが、その範囲は中心部の15区のみでした。しかし、大正期以降になると東京市の周辺も急激に都市化しました。それに対応するために、東京市は昭和7年(1932)10月1日に市域を拡張し、周辺の5郡82町村を編入しました。その結果、82町村は20区にまとめられて、従来の15区と合わせて、35区となりました(昭和11年にはさらに2村を市に編入)。

この時、板橋町・志村・上板橋村・赤塚村(以上、現在の板橋区域)・練馬町・石神井村・中新井村・上練馬村・大泉村(以上、現在の練馬区域)が東京市板橋区となりました。

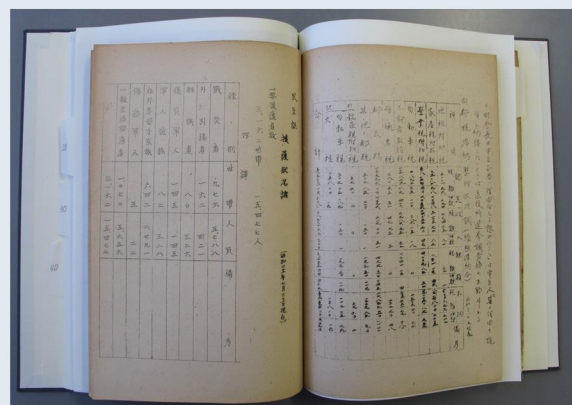
その後、東京府と東京市は昭和18年(1943)に廃止され、7月1日に東京都が成立しました。終戦後、昭和22年(1947)5月3日には地方自治法が施行されて、東京都は同法に基づいた広域的普通地方公共団体になりました。東京都の区(特別区)には原則として市に関する規定が適用され、区長は公選制となりました。

昭和27年(1952)には地方自治法が改正され、区長は都知事の同意を得て区議会が選任する議会選任制となりました。また、特別区の事務も制限されました。しかし、昭和50年(1975)の改正により、区長は再び公選制となり、事務の特別区への移管も行われます。平成12年(2000)の法改正では、特別区は「基礎的な地方公共団体」と位置付けられました。

このように、明治から現在に至るまで東京の「区」の行政的位置づけ・権限は何度も変わっています。また、東京の区は他都市の区(行政区など)と異なり、独自の性格・歴史をもっています。



【写真1】『板橋区勢要覧』昭和8年度



【写真2】「事務概要」(昭和21年8月)